

令和5年（2023年）

第1回可児市議会定例会議案

令和5年2月28日

目 次

| | | |
|--------|--|----|
| 承認第1号 | 専決処分の承認を求めることについて | 1 |
| | 令和4年度可児市一般会計補正予算(第9号) | |
| 議案第1号 | 令和5年度可児市一般会計予算について | 2 |
| 議案第2号 | 令和5年度可児市国民健康保険事業特別会計予算について | 2 |
| 議案第3号 | 令和5年度可児市後期高齢者医療特別会計予算について | 3 |
| 議案第4号 | 令和5年度可児市介護保険特別会計予算について | 3 |
| 議案第5号 | 令和5年度可児市自家用工業用水道事業特別会計予算について | 4 |
| 議案第6号 | 令和5年度可児市農業集落排水事業特別会計予算について | 4 |
| 議案第7号 | 令和5年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別 会計予算について | 5 |
| 議案第8号 | 令和5年度可児市土田財産区特別会計予算について | 5 |
| 議案第9号 | 令和5年度可児市北姫財産区特別会計予算について | 6 |
| 議案第10号 | 令和5年度可児市平牧財産区特別会計予算について | 6 |
| 議案第11号 | 令和5年度可児市二野財産区特別会計予算について | 7 |
| 議案第12号 | 令和5年度可児市大森財産区特別会計予算について | 7 |
| 議案第13号 | 令和5年度可児市水道事業会計予算について | 8 |
| 議案第14号 | 令和5年度可児市下水道事業会計予算について | 8 |
| 議案第15号 | 令和4年度可児市一般会計補正予算(第10号)について | 9 |
| 議案第16号 | 令和4年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)に ついて | 9 |
| 議案第17号 | 令和4年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別 会計補正予算(第1号)について | 10 |
| 議案第18号 | 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関 する条例の制定について | 11 |
| 議案第19号 | 可児市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について | 18 |
| 議案第20号 | 可児市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 の制定について | 22 |
| 議案第21号 | 可児市職員の降給に関する条例の制定について | 28 |
| 議案第22号 | 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につい て | 30 |
| 議案第23号 | 可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について | 38 |
| 議案第24号 | 可児市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について | 49 |
| 議案第25号 | 可児市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ど も・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正 する条例の制定について | 50 |
| 議案第26号 | 可児市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例の制定について | 63 |
| 議案第27号 | 可児市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め る条例の一部を改正する条例の制定について | 68 |

| | | |
|--------|--|----|
| 議案第28号 | 可児市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について | 72 |
| 議案第29号 | 可児市児童発達支援センター設置条例の一部を改正する条例の制定について | 73 |
| 議案第30号 | 可児市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について | 75 |
| 議案第31号 | 可児都市計画可児駅東土地区画整理事業施行条例を廃止する条例の制定について | 76 |
| 議案第32号 | 副市長の選任について | 77 |
| 議案第33号 | 可茂広域公平委員会委員の選任について | 78 |
| 議案第34号 | 可茂消防事務組合理約の変更について | 79 |
| 議案第35号 | 市道路線の認定について | 81 |

承認第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年2月28日提出

可児市長 富田 成輝

記

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年1月17日専決

可児市長 富田 成輝

記

令和4年度可児市一般会計補正予算（第9号）（別冊）

議案第 1 号

令和 5 年度可児市一般会計予算について

令和 5 年度可児市一般会計予算を別冊のとおり定める。

令和 5 年 2 月 28 日提出

可児市長 富田 成輝

議案第 2 号

令和 5 年度可児市国民健康保険事業特別会計予算について

令和 5 年度可児市国民健康保険事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和 5 年 2 月 28 日提出

可児市長 富田 成輝

議案第 3 号

令和 5 年度可児市後期高齢者医療特別会計予算について

令和 5 年度可児市後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和 5 年 2 月 28 日提出

可児市長 富田 成輝

議案第 4 号

令和 5 年度可児市介護保険特別会計予算について

令和 5 年度可児市介護保険特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和 5 年 2 月 28 日提出

可児市長 富田 成輝

議案第 5 号

令和 5 年度可児市自家用工業用水道事業特別会計予算について

令和 5 年度可児市自家用工業用水道事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和 5 年 2 月 28 日提出

可児市長 富田 成輝

議案第 6 号

令和 5 年度可児市農業集落排水事業特別会計予算について

令和 5 年度可児市農業集落排水事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和 5 年 2 月 28 日提出

可児市長 富田 成輝

議案第7号

令和5年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計予算
について

令和5年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計予算を別冊のと
おり定める。

令和5年2月28日提出

可児市長 富田 成輝

議案第8号

令和5年度可児市土田財産区特別会計予算について

令和5年度可児市土田財産区特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和5年2月28日提出

可児市長 富田 成輝

議案第9号

令和5年度可児市北姫財産区特別会計予算について

令和5年度可児市北姫財産区特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和5年2月28日提出

可児市長 富田 成輝

議案第10号

令和5年度可児市平牧財産区特別会計予算について

令和5年度可児市平牧財産区特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和5年2月28日提出

可児市長 富田 成輝

議案第11号

令和5年度可児市二野財産区特別会計予算について

令和5年度可児市二野財産区特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和5年2月28日提出

可児市長 富田 成輝

議案第12号

令和5年度可児市大森財産区特別会計予算について

令和5年度可児市大森財産区特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和5年2月28日提出

可児市長 富田 成輝

議案第13号

令和5年度可児市水道事業会計予算について

令和5年度可児市水道事業会計予算を別冊のとおり定める。

令和5年2月28日提出

可児市長 富田 成輝

議案第14号

令和5年度可児市下水道事業会計予算について

令和5年度可児市下水道事業会計予算を別冊のとおり定める。

令和5年2月28日提出

可児市長 富田 成輝

議案第15号

令和4年度可児市一般会計補正予算（第10号）について

令和4年度可児市一般会計補正予算（第10号）を別冊のとおり定める。

令和5年2月28日提出

可児市長 富田 成輝

議案第16号

令和4年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

令和4年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

令和5年2月28日提出

可児市長 富田 成輝

議案第17号

令和4年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計補正
予算（第1号）について

令和4年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和5年2月28日提出

可児市長 富田 成輝

議案第18号

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月28日提出

可児市長 富田 成輝

記

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(可児市行政不服審査に関する条例の一部改正)

第1条 可児市行政不服審査に関する条例(平成28年可児市条例第1号)の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>(設置)</p> <p>第2条 法第81条第1項の規定に基づき、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため、かつ、可児市情報公開条例(平成11年可児市条例第22号。以下「情報公開条例」という。)第16条第2項及び可児市個人情報保護条例(平成11年可児市条例第23号。以下「個人情報保護条例」という。)第28条第2項の規定による諮問に応じ調査審議するため、可児市行政不服審査会(以下「審査会」という。)を置く。</p> <p>(情報公開条例及び個人情報保護条例の規定による諮問に係る調査審議の手続き)</p> <p>第8条 情報公開条例及び個人情報保護条例の規定による諮問に係る審査会の調査</p> | <p>(設置)</p> <p>第2条 法第81条第1項の規定に基づき、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため、かつ、可児市情報公開条例(平成11年可児市条例第22号。以下「情報公開条例」という。)第16条第2項及び可児市議会個人情報保護条例(令和5年可児市条例第●号。以下「議会個人情報保護条例」という。)第45条の規定による諮問に応じ調査審議するため、可児市行政不服審査会(以下「審査会」という。)を置く。</p> <p>(情報公開条例及び議会個人情報保護条例の規定による諮問に係る調査審議の手続き)</p> <p>第8条 情報公開条例及び議会個人情報保護条例の規定による諮問に係る審査会の</p> |

| | |
|---|---|
| <p>審議の手續については、法第5章第1節第2款の規定を準用する。この場合において、法第74条中「第43条第1項の規定により」とあるのは「<u>情報公開条例及び個人情報保護条例</u>の規定により」と、法第78条第4項及び第5項中「政令」とあるのは「<u>条例</u>」と読み替えるものとする。</p> | <p>調査審議の手續については、法第5章第1節第2款の規定を準用する。この場合において、法第74条中「第43条第1項の規定により」とあるのは「<u>情報公開条例及び議会個人情報保護条例</u>の規定により」と、法第78条第4項及び第5項中「政令」とあるのは「<u>条例</u>」と読み替えるものとする。</p> |
|---|---|

(可児市情報公開条例の一部改正)

第2条 可児市情報公開条例（平成11年可児市条例第22号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(公文書の公開義務)</p> <p>第7条 実施機関は、公文書の公開の請求があったときは、当該請求に係る公文書に、次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、当該公文書の公開をしなければならない。</p> <p>(1) 法令又は他の条例（<u>可児市個人情報保護条例（平成11年可児市条例第23号）を除く。</u>以下「法令等」という。）の規定により、公開することができないとされているもの</p> <p>(2)～(8) (略)</p> | <p>(公文書の公開義務)</p> <p>第7条 実施機関は、公文書の公開の請求があったときは、当該請求に係る公文書に、次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、当該公文書の公開をしなければならない。</p> <p>(1) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定により、公開することができないとされているもの</p> <p>(2)～(8) (略)</p> |

(可児市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正)

第3条 可児市情報公開・個人情報保護審査会設置条例（平成28年可児市条例第3号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審査会は、<u>情報公開及び個人情報保護に関する重要事項</u>について、実施機関（市長（可児市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和51年可児</p> | <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審査会は、<u>次に掲げる事項</u>を行うものとする。</p> |

町条例第6号)第3条第2項に規定する管理者を含む。)、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会並びに議会をいう。以下同じ。)の諮問に応じて答申するほか、実施機関に対し意見を述べるものとする。

- (1) 情報公開に関する重要事項について、実施機関(市長(可児市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和51年可児町条例第6号)第3条第2項に規定する管理者を含む。)、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会並びに議会をいう。)の諮問に応じて答申すること。
- (2) 可児市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年可児市条例第●号)第8条及び可児市議会個人情報保護条例(令和5年可児市条例第●号)第50条第1項の規定による諮問に応じて答申すること。
- (3) 可児市議会個人情報保護条例第50条第2項の規定による議長の求めに対し情報を提供し、又は意見を述べること。

(可児市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正)

第4条 可児市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年可児市条例第23号)の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 実施機関 <u>可児市個人情報保護条例</u> (平成11年可児市条例第23号) 第2条第4号に規定する実施機関をいう。</p> | <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 実施機関 <u>市長</u> (可児市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 (昭和51年可児町条例第6号) 第3条第2項に規定する管理者を含む。)、<u>教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会並びに議会</u>をいう。</p> |
|--|--|

(可児市債権管理条例の一部改正)

第5条 可児市債権管理条例 (平成27年可児市条例第27号) の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|-----|
| <p><u>(債務者情報の収集等)</u></p> <p>第7条 <u>市長は、市の債権の管理に関する事務を行うため、次の各号に掲げる債務者 (当該市の債権に係る債務者をいう。以下同じ。)</u> の個人情報 (可児市個人情報保護条例 (平成11年可児市条例第23号) 第2条第1号に規定する個人情報のうち、同条第2号に規定する特定個人情報に該当する情報及び国税通則法 (昭和37年法律第66号) 第127条又は地方税法第22条の秘密に該当する情報以外のものをいう。以下「債務者情報」という。) を他の実施機関 (可児市個人情報保護条例第2条第4号に規定する実施機関をいう。以下同じ。) から収集し、又は目的の範囲を超えて実施機関内において利用し、若しくは他の実施機関に対して提供することができる。</p> <p>(1) <u>住所、電話番号その他債務者との連絡に必要な情報</u></p> <p>(2) <u>債務者の当該市の債権以外の市の債権 (以下「その他の市の債権」という。) に係る滞納の状況</u></p> | |

(3) その他の市の債権に係るこの条例の規定に基づく措置又は処分の情報

(4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護の受給の状況

(5) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条に規定する必要な援助の受給の状況

(6) 勤務先、預貯金等（預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第2項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第2条第2項に規定する貯金等をいう。）の口座その他地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第171条の2第2号に規定する強制執行の手続をとるために必要な情報

2 市長は、前項の規定に基づき、債務者情報を収集し、又は目的の範囲を超えて利用し、若しくは提供するときは、市の債権の管理に関する事務以外の目的に債務者情報が使用されないよう、当該債務者情報を適正に管理しなければならない。

(督促)

第8条 (略)

(滞納処分等)

第9条 (略)

(強制執行等)

第10条 市長は、非強制徴収債権（自治法第240条第4項第3号から第8号までに規定するものを除く。次項において同じ。）について、自治令第171条の2から第171条の4までの規定により、その強制執行その他保全及び取立てに関し必

(督促)

第7条 (略)

(滞納処分等)

第8条 (略)

(強制執行等)

第9条 市長は、非強制徴収債権（自治法第240条第4項第3号から第8号までに規定するものを除く。次項において同じ。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第171条の2から第171条の4まで

| | |
|---|---|
| <p>要な措置を行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(債権の放棄)</p> <p><u>第11条</u> 市長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金その他の徴収金を放棄することができる。</p> <p>(1) 当該非強制徴収債権（当該非強制徴収債権の消滅時効について、時効の援用を要するものに限る。）について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき（当該時効期間満了後に債務者が当該債権につき一部を履行したときその他債務者が時効の援用をしない特別の理由があるときを除く。）。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 債務者が生活保護法の規定による保護を受け、又はこれに準ずる状態にあり、資力の回復が困難であると認められるとき。</p> <p>2 (略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第12条</u> (略)</p> | <p>の規定により、その強制執行その他保全及び取立てに関し必要な措置を行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(債権の放棄)</p> <p><u>第10条</u> 市長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金その他の徴収金を放棄することができる。</p> <p>(1) 当該非強制徴収債権（当該非強制徴収債権の消滅時効について、時効の援用を要するものに限る。）について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき（当該時効期間満了後に債務者（<u>当該市の債権に係る債務者をいう。以下同じ。</u>）が当該債権につき一部を履行したときその他債務者が時効の援用をしない特別の理由があるときを除く。）。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 債務者が生活保護法（<u>昭和25年法律第144号</u>）の規定による保護を受け、又はこれに準ずる状態にあり、資力の回復が困難であると認められるとき。</p> <p>2 (略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第11条</u> (略)</p> |
|---|---|

(可児市空き家等の適正管理に関する条例の一部改正)

第6条 可児市空き家等の適正管理に関する条例（平成26年可児市条例第16条）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--------|--------|
| (実態調査) | (実態調査) |

第6条 市長は、第4条に規定する管理が行われていないおそれがあると認めるとき又は前条の規定による情報の提供があったときは、当該空き家等の状態及び所有者等の把握に必要な調査を行うことができる。

2 (略)

3 市長は、空き家等の所有者等又はその連絡先を確知することができない場合において必要があると認めるときは、固定資産税の課税その他の空き家等の適正な管理に関する事務以外の事務のために利用する目的で保有する情報で空き家等の所有者等又はその連絡先を確知するために有用なものについては、可児市個人情報保護条例（平成11年可児市条例第23号）第10条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行に必要な限度において、自ら利用し、又は提供することができる。

第6条 市長は、第4条に規定する管理が行われていないおそれがあると認めるとき又は前条の規定による情報の提供があったときは、当該空き家等の状態及び所有者等の把握に必要な調査を行うことができる。

2 (略)

(可児市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例等の一部改正)

第7条 次に掲げる条例の規定中「可児市個人情報保護条例（平成11年可児市条例第23号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

- (1) 可児市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年可児市条例第7号）
- (2) 可児市文化創造センター条例（平成17年可児市条例第83号）
- (3) 可児市体育施設の設置及び管理に関する条例（平成11年可児市条例第32条）
- (4) 可児市福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成26年可児市条例第14号）
- (5) 可児市児童館の設置及び管理に関する条例（平成27年可児市条例第20号）
- (6) 可児市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成22年可児市条例第13号）
- (7) 可児市市民公益活動センターの設置及び管理に関する条例（平成17年可児市条例第75号）
- (8) 可児市多文化共生センターの設置及び管理に関する条例（平成19年可児市条例第24号）

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第19号

可児市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

可児市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のとおり制定する。

令和5年2月28日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、市長（可児市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和51年可児町条例第6号）第3条第2項に規定する管理者を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員並びに財産区をいう。

(条例個人情報ファイル簿)

第3条 実施機関は、法第75条第1項の規定により作成し、公表しなければならない個人情報ファイル簿のほか、当該実施機関が保有している法第74条第2項第9号に掲げる個人情報ファイルについて、それぞれ同条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項その他個人情報の保護に関する法律施行令で定める事項を記載した帳簿（以下「条例個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

2 前項の規定は、法第75条第2項各号に掲げる個人情報ファイル（法第74条第2項第9号に掲げるものを除く。）については、適用しない。

3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目の一部若しくは法第74条第1項第5号若しくは第7号に掲げる事項を条例個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを条例個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを条例個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

(不開示情報)

第4条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の不開示とする必要

があるものとして条例で定めるものは、可児市情報公開条例（平成11年可児市条例第22号）第7条第7号に掲げる情報とする。

（開示請求に係る手数料等）

第5条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 自己を本人とする保有個人情報の写しの交付を受ける者は、可児市手数料徴収条例（昭和37年可児町条例第6号）に定める手数料及び当該写しの送付に要する費用を負担しなければならない。ただし、同条例に定める媒体による保有個人情報の写しの交付が困難な場合は、当該手数料に代えて当該写しの作成に要する費用を負担しなければならない。

（開示決定等）

第6条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び理由を書面により通知しなければならない。

第7条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

（諮問）

第8条 実施機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、可児市情報公開・個人情報保護審査会設置条例（平成28年可児市条例第3号）に規定する可児市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号の場合のほか、実施機関における個人情報取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

（市長の調整）

第9条 市長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、他の実施機関に対し、個人情報の保護に関し報告を求め、又は助言をすることができる。

（実施状況の公表）

第10条 市長は、毎年度、各実施機関における個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、一般に公表するものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(可児市個人情報保護条例の廃止)

第2条 可児市個人情報保護条例（平成11年可児市条例第23号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る旧条例第12条の2の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第1条に規定する個人情報等（以下「旧個人情報等」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

(1) 前条の規定の施行の際現に旧条例第2条第4号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同条の規定の施行前において旧個人情報等の取扱いに従事していた者

(2) 前条の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報等の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

2 この条例の施行の日前に旧条例第15条、第20条又は第21条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正、利用の停止及び消去並びに提供の停止については、なお従前の例による。

3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条に規定する保有個人情報を含む情報の集合物で、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 前条の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

(3) 旧条例第14条の2第1項に規定する指定管理者が行う公の施設の管理に係る業務に従事している者若しくは従事していた者

4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条に規定する保有個人情報を前条の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

5 前2項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

第4条 附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

議案第20号

可児市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月28日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

可児市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年可児市条例第2号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|-------------------------------------|--|
| (週休日及び勤務時間の割振り) 第3条 (略) 2 (略) | (週休日及び勤務時間の割振り) 第3条 (略) 2 (略) <u>3 任命権者は、職員（市の規則で定める職員及び次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この条において同じ。）について、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、市の規則の定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として市の規則で定める期間（以下この項及び次項において「単位期間」という。）ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、単位期</u> |

間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする。

4 任命権者は、次に掲げる職員（育児短時間勤務職員等を除く。）について、週休日並びに始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、同項及び第2項の規定にかかわらず、市の規則の定めるところにより、職員の申告を経て単位期間ごとの期間につき第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

(1) 子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として市の規則で定める者を含む。以下第8条の2第1項及び第2項並びに第8条の3第1項から第3項までにおいて同じ。）の養育又は配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他市の規則で定める者をいう。第15条第1項において

第4条 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 (略)

(週休日の振替等)

第5条 任命権者は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、市の規則の定めるところにより、第3条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち市の規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間（第3条第2項の規定により勤務時間が割り振られた日の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間として市の規則で定める勤務時間をいう。以下同じ。）を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

(休憩時間)

同じ。）の介護をする職員であって、市の規則で定めるもの

(2) 前号に掲げる職員の状況に類する状況にある職員として市の規則で定めるもの

第4条 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員については、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 (略)

(週休日の振替等)

第5条 任命権者は、職員に第3条第1項若しくは第4項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、市の規則の定めるところにより、第3条第2項から第4項まで又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち市の規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間（第3条第2項から第4項までの規定により勤務時間が割り振られた日の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間として市の規則で定める勤務時間をいう。以下同じ。）を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

(休憩時間)

第6条 (略)

2 前項の休憩時間は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合において、市の規則で定めるところにより、一斉に与えないことができる。

(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)

第8条の2 任命権者は、次に掲げる職員が、市の規則で定めるところにより、その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として市の規則で定める者を含む。以下この項及び次項並びに次条第1項から第3項までにおいて同じ。）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、市の規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務

第6条 (略)

2 任命権者は、次に掲げる場合には、市の規則の定めるところにより、休憩時間を一斉に与えないことその他の休憩時間の基準について別段の定めをすることができる。

- (1) 職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要があるとき
- (2) 職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼし、又は能率を甚だしく阻害するとき
- (3) 職員からの申告を考慮して休憩時間を置くことが適当であるとき

(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)

第8条の2 任命権者は、次に掲げる職員（第3条第3項又は第4項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。）が、市の規則に定めるところにより、その子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、市の規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。

時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。)をさせるものとする。

(1)及び(2) (略)

2 前項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、市の規則で定めるところにより、その子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として市の規則で定める者を含む。以下この項及び次項並びに次条第1項から第3項までにおいて同じ。)を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。))のある職員が、市の規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 (略)

(時間外勤務代休時間)

第8条の4 任命権者は、可児市職員の給与支給に関する条例(昭和42年可児町条例第15号)第16条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、市の規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。))として、市

(1)及び(2) (略)

2 前項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある」と、「その子を療育」とあるのは「当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 (略)

(時間外勤務代休時間)

第8条の4 任命権者は、可児市職員の給与支給に関する条例(昭和42年可児町条例第15号)第16条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、市の規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。))として、市

| | |
|---|--|
| <p>の規則で定める期間内にある第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日等」という。）（第10条第1項に規定する休日及び代休日を除く。）に、割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>（介護休暇）</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他市の規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により市の規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、市の規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6箇月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2 （略）</p> | <p>の規則で定める期間内にある第3条第2項から第4項まで、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日等」という。）（第10条第1項に規定する休日及び代休日を除く。）に、割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>（介護休暇）</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者等で負傷、疾病又は老齢により市の規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、市の規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6箇月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2 （略）</p> |
|---|--|

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第21号

可児市職員の降給に関する条例の制定について

可児市職員の降給に関する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月28日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市職員の降給に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第27条第2項及び第28条第3項の規定に基づき、職員（可児市職員の給与支給に関する条例（昭和42年可児町条例第15号）第3条の給料表（以下「給料表」という。）のうちいずれかの給料表の適用を受ける者をいう。以下同じ。）の意に反する降給に関し必要な事項を規定することを目的とする。

(降給の種類)

第2条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）並びに地方公務員法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。）とする。

(降格の事由)

第3条 任命権者は、職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当し、必要があると認める場合は、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。

(i) 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合（職員が降任された場合を除く。）

ア 職員の能力評価又は業績評価の実施権者による確認が行われた全体評語が最下位の段階である場合（次条において「定期評価の全体評語が最下位の段階である場合」という。）その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合において、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないときであって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

イ 任命権者が指定する医師2名によって、心身の故障があると診断され、その故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合

ウ 職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき（ア及びイに掲げる場合を除く。）。

(2) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合

(降号の事由)

第4条 任命権者は、職員の定期評価の全体評語が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。

(通知書の交付)

第5条 任命権者は、職員を降給させる場合には、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(受診命令に従う義務)

第6条 職員は、第3条第1号イに規定する診断を受けるよう命ぜられた場合には、これに従わなければならない。

(雑則)

第7条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 可児市職員の給与支給に関する条例付則第21項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに可児市職員の給与支給に関する条例付則第21項の規定による降給とする」とする。
- 3 第5条の規定は、可児市職員の給与支給に関する条例付則第21項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、規則で定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。
- 4 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する企業職員及び地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項の適用を受ける職員の降給については、この条例の規定を準用する。

議案第22号

督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月28日提出

可児市長 富田 成輝

記

督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例

(可児市税条例の一部改正)

第1条 可児市税条例(昭和35年可児町条例第14号)の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| 目次 第1章 (略) 第1節 (略) 第2節 賦課徴収(第5条— <u>第10条の2</u>) 第2章 (略) 第3章 (略) 付則 (用語) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)及び(2) (略) (3) 徴収金 市税並びにその <u>督促手数料</u> 、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。 (4)及び(5) (略) | 目次 第1章 (略) 第1節 (略) 第2節 賦課徴収(第5条— <u>第10条</u>) 第2章 (略) 第3章 (略) 付則 (用語) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)及び(2) (略) (3) 徴収金 市税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。 (4)及び(5) (略) |

| | |
|---|--|
| <p style="text-align: center;"><u>(督促手数料)</u></p> <p><u>第10条の2 徴税吏員は、督促状を発した場合においては、督促状1通について、100円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。</u></p> | |
|---|--|

(可児市税以外の諸納付金の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正)

第2条 可児市税以外の諸納付金の督促手数料及び延滞金徴収条例（昭和58年可児市条例第25号）の一部を次のように改正する。

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|---|--|
| <p>可児市税以外の諸納付金の督促手数料及び延滞金徴収条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、別に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第231条の3第2項</u>の規定に基づき、分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の歳入（以下「諸納付金」という。）に係る督促手数料及び延滞金の徴収について必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(督促手数料)</u></p> <p><u>第3条 諸納付金の納入について督促状を発したときは、督促手数料として1通につき100円を徴収する。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合においては、これを徴収しない。</u></p> <p>(延滞金)</p> <p>第4条 (略)</p> | <p>可児市税以外の諸納付金の督促及び延滞金徴収条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、別に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第231条の3</u>の規定に基づき、分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の歳入（以下「諸納付金」という。）に係る督促及び延滞金の徴収について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(延滞金)</p> <p>第3条 (略)</p> |

| | |
|--|---|
| <p>(減免)</p> <p><u>第5条</u> (略)</p> | <p>(減免)</p> <p><u>第4条</u> (略)</p> |
| <p>(端数計算)</p> <p><u>第6条</u> (略)</p> | <p>(端数計算)</p> <p><u>第5条</u> (略)</p> |
| <p>(委任規定)</p> <p><u>第7条</u> この条例に定めるものを除くほか、<u>督促手数料</u>及び延滞金の徴収に関し必要な事項は市長が定める。</p> | <p>(委任規定)</p> <p><u>第6条</u> この条例に定めるものを除くほか、<u>督促</u>及び延滞金の徴収に関し必要な事項は市長が定める。</p> |

(可児市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第3条 可児市後期高齢者医療に関する条例（平成20年可児市条例第13号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---------------------------------------|
| <p><u>(保険料の督促手数料)</u></p> <p><u>第5条</u> 保険料の督促手数料は、<u>督促状1通</u>について、100円とする。</p> | |
| <p>(延滞金)</p> <p><u>第6条</u> (略)</p> | <p>(延滞金)</p> <p><u>第5条</u> (略)</p> |
| <p>(罰則)</p> <p><u>第7条</u> (略)</p> | <p>(罰則)</p> <p><u>第6条</u> (略)</p> |
| <p><u>第8条</u> (略)</p> | <p><u>第7条</u> (略)</p> |
| <p><u>第9条</u> (略)</p> | <p><u>第8条</u> (略)</p> |
| <p>(規則への委任)</p> <p><u>第10条</u> (略)</p> | <p>(規則への委任)</p> <p><u>第9条</u> (略)</p> |
| <p>附 則</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> | <p>附 則</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> |

| | |
|--|--|
| <p>第2条 当分の間、<u>第6条第1項</u>に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p> | <p>第2条 当分の間、<u>第5条第1項</u>に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p> |
|--|--|

（可児市介護保険条例の一部改正）

第4条 可児市介護保険条例（平成12年可児市条例第17号）の一部を次のように改正する。

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|--|---|
| <p>（保険料の督促手数料）</p> <p><u>第6条</u> 保険料の督促手数料は、督促状1通につき100円とする。</p> | |
| <p>（延滞金）</p> <p><u>第7条</u> （略）</p> | <p>（延滞金）</p> <p><u>第6条</u> （略）</p> |
| <p>（保険料の徴収猶予）</p> <p><u>第8条</u> （略）</p> | <p>（保険料の徴収猶予）</p> <p><u>第7条</u> （略）</p> |
| <p>（保険料の減免）</p> <p><u>第9条</u> （略）</p> | <p>（保険料の減免）</p> <p><u>第8条</u> （略）</p> |

| | |
|---|---|
| <p>(保険料に関する申告)</p> <p><u>第10条</u> (略)</p> <p>(罰則)</p> <p><u>第11条</u> (略)</p> <p><u>第12条</u> (略)</p> <p><u>第13条</u> (略)</p> <p><u>第14条</u> (略)</p> <p><u>第15条</u> (略)</p> | <p>(保険料に関する申告)</p> <p><u>第9条</u> (略)</p> <p>(罰則)</p> <p><u>第10条</u> (略)</p> <p><u>第11条</u> (略)</p> <p><u>第12条</u> (略)</p> <p><u>第13条</u> (略)</p> <p><u>第14条</u> (略)</p> |
| <p>付 則</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>第2条 当分の間、<u>第7条第1項</u>に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)</p> | <p>付 則</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>第2条 当分の間、<u>第6条第1項</u>に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)</p> |

| | |
|--|--|
| <p>第7条 令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険料（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、<u>第9条第1項</u>に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>2 前項の場合における<u>第9条第2項</u>の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、市長は、これにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」とする。</p> | <p>第7条 令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険料（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、<u>第8条第1項</u>に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>2 前項の場合における<u>第8条第2項</u>の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、市長は、これにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」とする。</p> |
|--|--|

(可児市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正)

第5条 可児市農業集落排水事業分担金徴収条例（昭和62年可児市条例第28号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(督促及び延滞金)</p> <p>第4条 分担金の<u>督促手数料及び延滞金の徴収</u>については、<u>可児市税以外の諸納付金の督促手数料及び延滞金徴収条例</u>（昭和58年可児市条例第25号）の例による。</p> | <p>(督促及び延滞金)</p> <p>第4条 分担金の<u>督促及び延滞金の徴収</u>については、<u>可児市税以外の諸納付金の督促及び延滞金徴収条例</u>（昭和58年可児市条例第25号）の例による。</p> |

(可児市公共下水道事業受益者負担金等徴収条例の一部改正)

第6条 可児市公共下水道事業受益者負担金等徴収条例（平成4年可児市条例第24号）の一部を次のように改正する。

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">（受益者負担金に係る督促手数料）</p> <p>第10条 （略）</p> <p><u>2 管理者は、前項の督促状を発した場合においては、督促状1通について、100円の督促手数料を徴収するものとする。</u></p> | <p style="text-align: center;">（受益者負担金に係る督促）</p> <p>第10条 （略）</p> |
| <p style="text-align: center;">（受益者負担金に係る延滞金）</p> <p>第11条 管理者は、<u>前条第1項</u>の規定による督促をした場合においては、当該受益者負担金の額にその納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント（当該納付期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。</p> | <p style="text-align: center;">（受益者負担金に係る延滞金）</p> <p>第11条 管理者は、<u>前条</u>の規定による督促をした場合においては、当該受益者負担金の額にその納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント（当該納付期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。</p> |
| <p style="text-align: center;">（分担金に係る督促手数料及び延滞金）</p> <p>第12条 分担金に係る<u>督促手数料及び延滞金の徴収については、可児市税以外の諸納付金の督促手数料及び延滞金徴収条例（昭和58年可児市条例第25号）</u>の定めるところによる。</p> | <p style="text-align: center;">（分担金に係る督促及び延滞金）</p> <p>第12条 分担金に係る<u>督促及び延滞金の徴収については、可児市税以外の諸納付金の督促及び延滞金徴収条例（昭和58年可児市条例第25号）</u>の定めるところによる。</p> |
| <p style="text-align: center;">（徴収の方法）</p> <p>第13条 この条例及び規程に定めるもののほか、<u>督促手数料及び延滞金の徴収方法は、市税の例による。</u></p> | <p style="text-align: center;">（徴収の方法）</p> <p>第13条 この条例及び規程に定めるもののほか、延滞金の徴収方法は、市税の例による。</p> |

（可児市特定環境保全公共下水道事業受益者負担金徴収条例の一部改正）

第7条 可児市特定環境保全公共下水道事業受益者負担金徴収条例（昭和62年可児市条例第27号）の一部を次のように改正する。

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|-------|-------|
|-------|-------|

| | |
|--|--|
| <p>(督促)</p> <p>第9条 (略)</p> <p><u>2 管理者は、前項の督促状を発した場合においては、督促状1通について、100円の督促手数料を徴収するものとする。</u></p> <p>(延滞金)</p> <p>第10条 管理者は、<u>前条第1項</u>の規定による督促をした場合においては、当該負担金の額にその納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント（当該納期限の翌日から1箇月を経過するまでの期間については、年7.25パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。</p> | <p>(督促)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(延滞金)</p> <p>第10条 管理者は、<u>前条</u>の規定による督促をした場合においては、当該負担金の額にその納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント（当該納期限の翌日から1箇月を経過するまでの期間については、年7.25パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。</p> |
|--|--|

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前日に納期限が到来する歳入に係る督促手数料については、督促状を発した日にかかわらず、なお従前の例による。

議案第23号

可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月28日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例

可児市手数料徴収条例（昭和37年可児町条例第6号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | | | 改正後 | | |
|---|---|-----------------------|---|---|-----|
| 別表（第2条関係） | | | 別表（第2条関係） | | |
| 事務の区分 | | 額 | 事務の区分 | | 額 |
| 種類 | 内容 | | 種類 | 内容 | |
| (略) | | | (略) | | |
| 6 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務 | (略) | | (略) | | |
| | (8) 法第85条第5項の規定による仮設建築物の建築の許可申請 | (略) | (8) 法第85条第6項の規定による仮設建築物の建築の許可申請 | | (略) |
| | (略) | | (略) | | |
| | (16) 法第87条の3第5項の規定による建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する許可申請 | (略) | (16) 法第87条の3第6項の規定による建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する許可申請 | | (略) |
| (略) | | | (略) | | |
| (略) | | | (略) | | |
| 12 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この項において「法」という。） | (略) | | (略) | | |
| | (2) 法第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（第1 | 1戸建ての住宅 1件につき 36,000円 | (2) 法第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（第1 | ア 1戸建ての住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項及び次項において「省令」という。）第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げ | |

| | | | | | |
|-----------|---------|--|-----------|---------|--|
| の施行に関する事務 | 号以外の場合) | | の施行に関する事務 | 号以外の場合) | る基準を満たしていることを確認する場合) 1 件につき 18,000円 |
| | | | | | イ 1戸建ての住宅(アに掲げる住宅を除く。) 1件につき 36,000円 |
| | | | | | ウ 1戸建ての住宅以外の住宅で、住戸部分(省令第10条第2号イ②及びロ②に掲げる基準を満たしていることを確認する場合)の申請戸数が 1のもの 1件につき 18,000円 1を超え5以下のもの 1件につき 34,000円 5を超え10以下のもの 1件につき 49,000円 10を超えるもの 1件につき 71,000円 |
| | | 1戸建ての住宅以外の住宅で、住戸部分の申請戸数が 1のもの 1件につき 36,000円 1を超え5以下のもの 1件につき 73,000円 5を超え10以下のもの 1件につき 103,000円 10を超えるもの 1件につき 145,000円 | | | エ 1戸建ての住宅以外の住宅で、住戸部分(ウに掲げる住宅の住戸部分を除く。)の申請戸数が 1のもの 1件につき 36,000円 1を超え5以下のもの 1件につき 73,000円 5を超え10以下のもの 1件につき 103,000円 10を超えるもの 1件につき 145,000円 |
| | | 1戸建ての住宅以外の住宅で、共用部分の床面積が 300平方メートル以下のもの 1件につき 116,000円 300平方メートルを超えるもの 1件につき 146,000円 | | | オ 1戸建ての住宅以外の住宅で、共用部分の床面積が 300平方メートル以下のもの 1件につき 116,000円 300平方メートルを超えるもの 1件につき 146,000円 |
| | | 住宅以外の建築物(用途に応じて一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物を用いた市長が定める計算方法(以下この項において「モデル建物法」という。)による場合)で、床面積が 300平方メートル以下のもの 1件につき 92,000円 300平方メートルを超えるもの 1件につき 117,000円 | | | カ 住宅以外の建築物(用途に応じて一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物を用いた市長が定める計算方法(以下この項において「モデル建物法」という。)による場合)で、床面積が 300平方メートル以下のもの 1件につき 92,000円 300平方メートルを超えるもの 1件につき 117,000円 |
| | | 住宅以外の建築物(モデル建物法以外の計算方法による場合)で、床面積が 300平方メートル以下のもの 1件につき 242,000円 300平方メートルを超えるもの 1件につき 303,000円 | | | キ 住宅以外の建築物(カに掲げる建築物を除く。)で、床面積が 300平方メートル以下のもの 1件につき 242,000円 300平方メートルを超えるもの 1件につき 303,000円 |

| | | |
|--|---|--|
| | | |
| (略) | | |
| (4) 法第55条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査(第3号以外の場合) | 1戸建ての住宅 1件につき 19,000円 | |
| | 1戸建ての住宅以外の住宅で、住戸部分の申請戸数が1のもの 1件につき 19,000円 1を超え5以下のもの 1件につき 38,000円 5を超え10以下のもの 1件につき 54,000円 10を超えるもの 1件につき 76,000円 | |
| | 1戸建ての住宅以外の住宅で、共用部分の床面積が300平方メートル以下のもの 1件につき 59,000円 300平方メートルを超えるもの 1件につき 74,000円 | |
| | 住宅以外の建築物(モデル建物法による場合)で、床面積が300平方メートル以下のもの 1件につき 47,000円 300平方メートルを超えるもの 1件につき 60,000円 | |
| | 住宅以外の建築物(モデル建物法以外の計算方法による場合)で、床面積が300平方メートル以下のもの 1件につき 122,000円 300平方メートルを超えるもの 1件につき 153,000円 | |

| | | |
|--|--|-------------------|
| | | もの 1件につき 303,000円 |
| (略) | | |
| (4) 法第55条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査(第3号以外の場合) | ア 1戸建ての住宅(省令第10条第2号イ②及びロ②に掲げる基準を満たしていることを確認する場合) 1件につき 10,000円 イ 1戸建ての住宅(アに掲げる住宅を除く。) 1件につき 19,000円 ウ 1戸建ての住宅以外の住宅で、住戸部分(省令第10条第2号イ②及びロ②に掲げる基準を満たしていることを確認する場合)の申請戸数が1のもの 1件につき 10,000円 1を超え5以下のもの 1件につき 18,000円 5を超え10以下のもの 1件につき 27,000円 10を超えるもの 1件につき 38,000円 エ 1戸建ての住宅以外の住宅で、住戸部分(ウに掲げる住宅の住戸部分を除く。)の申請戸数が1のもの 1件につき 19,000円 1を超え5以下のもの 1件につき 38,000円 5を超え10以下のもの 1件につき 54,000円 10を超えるもの 1件につき 76,000円 オ 1戸建ての住宅以外の住宅で、共用部分の床面積が300平方メートル以下のもの 1件につき 59,000円 300平方メートルを超えるもの 1件につき 74,000円 カ 住宅以外の建築物(モデル建物法による場合)で、床面積が300平方メートル以下のもの 1件につき 47,000円 300平方メートルを超えるもの 1件につき 60,000円 キ 住宅以外の建築物(カに掲げる建築物を除く。)で、床面積が300平方メートル以下のもの 1件につき 122,000円 300平方メートルを超えるもの 1件につき 153,000円 | |

| | | | | | |
|--|---|--|--|---|--|
| | | | | | もの 1 件につき 153,000円 |
| 13 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この項及び備考において「法」という。）の施行に関する事務 | (1) 法第12条第1項及び第13条第2項に規定する計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に係るもの | ア ウ又はエに掲げる建築物以外の建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項において「省令」という。）第1条第1項第1号口に掲げる基準を満たしていることを確認する場合）で、床面積が300平方メートル以下のもの 1 件につき 92,000円 300平方メートルを超えるもの 1 件につき 117,000円 | 13 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務 | (1) 法第12条第1項及び第13条第2項に規定する計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に係るもの | ア ウ又はエに掲げる建築物以外の建築物（省令第1条第1項第1号口に掲げる基準を満たしていることを確認する場合）で、床面積が300平方メートル以下のもの 1 件につき 92,000円 300平方メートルを超えるもの 1 件につき 117,000円 |
| | | (略) | | | (略) |
| | (略) | | (略) | | (略) |
| | (4) 法第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（第3号以外の場合） | 1 戸建ての住宅 1 件につき 36,000円 | 1 戸建ての住宅以外の住宅で、住戸部分の申請戸数が 1 のもの 1 件につき 36,000円 1 を超え 5 以下のもの 1 件につき 73,000円 5 を超え 10 以下のもの 1 件につき 103,000円 10 を超えるもの 1 件につき 145,000円 | 1 戸建ての住宅以外の住宅で、共用部分の床面積が300平方メートル以下のもの 1 件につき 116,000円 300平方メートルを超えるもの 1 件につき 146,000円 | (4) 法第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（第3号以外の場合） |
| | イ 1 戸建ての住宅（アに掲げる住宅を除く。） 1 件につき 36,000円 | イ 1 戸建ての住宅（アに掲げる住宅を除く。） 1 件につき 36,000円 | | | |
| | ウ 1 戸建ての住宅以外の住宅で、住戸部分（省令第10条第2号イ②及びロ②に掲げる基準を満たしていることを確認する場合）の申請戸数が 1 のもの 1 件につき 18,000円 1 を超え 5 以下のもの 1 件につき 34,000円 5 を超え 10 以下のもの 1 件につき 49,000円 10 を超えるもの 1 件につき 71,000円 | ウ 1 戸建ての住宅以外の住宅で、住戸部分（省令第10条第2号イ②及びロ②に掲げる基準を満たしていることを確認する場合）の申請戸数が 1 のもの 1 件につき 18,000円 1 を超え 5 以下のもの 1 件につき 34,000円 5 を超え 10 以下のもの 1 件につき 49,000円 10 を超えるもの 1 件につき 71,000円 | | | |
| | | | | | エ 1 戸建ての住宅以外の住宅で、住戸部分（ウに掲げる住宅の住戸部分を除く。）の申請戸数が 1 のもの 1 件につき 36,000円 1 を超え 5 以下のもの 1 件につき 73,000円 5 を超え 10 以下のもの 1 件につき 103,000円 10 を超えるもの 1 件につき 145,000円 |
| | | | | | オ 1 戸建ての住宅以外の住宅で、共用部分の床面積が300平方メートル以下のもの 1 件につき 116,000円 300平方メートルを超えるもの 1 件につき 146,000円 |

| | |
|---|--|
| | 住宅以外の建築物（省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)の基準による場合）で、床面積が 300平方メートル以下のもの 1件につき <u>242,000円</u> 300平方メートルを超えるもの 1件につき <u>303,000円</u> |
| | 住宅以外の建築物（省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)の基準による場合）で、床面積が 300平方メートル以下のもの 1件につき <u>92,000円</u> 300平方メートルを超えるもの 1件につき <u>117,000円</u> |
| (略) | |
| (6) 法第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（第5号以外の場合） | 1戸建ての住宅 1件につき <u>19,000円</u> （新たに追加される建築物にあっては、 <u>36,000円</u> ） |
| | 1戸建ての住宅以外の住宅で、住戸部分の申請戸数が |

| | |
|---|--|
| | もの 1件につき <u>146,000円</u> |
| | カ 住宅以外の建築物（省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合）で、床面積が 300平方メートル以下のもの 1件につき <u>92,000円</u> 300平方メートルを超えるもの 1件につき <u>117,000円</u> |
| | キ 住宅以外の建築物（カに掲げる建築物を除く。）で、床面積が 300平方メートル以下のもの 1件につき <u>242,000円</u> 300平方メートルを超えるもの 1件につき <u>303,000円</u> |
| (略) | |
| (6) 法第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（第5号以外の場合） | ア 1戸建ての住宅（省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合） 1件につき <u>10,000円</u> （新たに追加される建築物にあっては、 <u>18,000円</u> ） |
| | イ 1戸建ての住宅（アに掲げる住宅を除く。） 1件につき <u>19,000円</u> （新たに追加される建築物にあっては、 <u>36,000円</u> ） |
| | ウ 1戸建ての住宅以外の住宅で、住戸部分（省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合）の申請戸数が 1のもの 1件につき <u>10,000円</u> （新たに追加される建築物にあっては、 <u>18,000円</u> ） 1を超え5以下のもの 1件につき <u>18,000円</u> （新たに追加される建築物にあっては、 <u>34,000円</u> ） 5を超え10以下のもの 1件につき <u>27,000円</u> （新たに追加される建築物にあっては、 <u>49,000円</u> ） 10を超えるもの 1件につき <u>38,000円</u> （新たに追加される建築物にあっては、 <u>71,000円</u> ） |
| | エ 1戸建ての住宅以外の住宅で、住戸部分（ウに |

| | | | |
|---------------------|--|---------------------|---|
| | <p>1 のもの 1 件につき 19,000円 (新たに追加される建築物にあっては、36,000円)</p> <p>1 を超え 5 以下のもの 1 件につき 38,000円 (新たに追加される建築物にあっては、73,000円)</p> <p>5 を超え10以下のもの 1 件につき 54,000円 (新たに追加される建築物にあっては、103,000円)</p> <p>10を超えるもの 1 件につき 76,000円 (新たに追加される建築物にあっては、145,000円)</p> <p>1 戸建ての住宅以外の住宅で、共用部分の床面積が 300平方メートル以下のもの 1 件につき 59,000円 (新たに追加される建築物にあっては、116,000円)</p> <p>300平方メートルを超えるもの 1 件につき 74,000円 (新たに追加される建築物にあっては、146,000円)</p> <p>住宅以外の建築物 (省令第10条第1号イ①及びロ①の基準による場合) で、床面積が 300平方メートル以下のもの 1 件につき 122,000円 (新たに追加される建築物にあっては、242,000円)</p> <p>300平方メートルを超えるもの 1 件につき 153,000円 (新たに追加される建築物にあっては、303,000円)</p> <p>住宅以外の建築物 (省令第10条第1号イ②及びロ②の基準による場合) で、床面積が 300平方メートル以下のもの 1 件につき 47,000円 (新たに追加される建築物にあっては、92,000円)</p> <p>300平方メートルを超えるもの 1 件につき 60,000円 (新たに追加される建築物にあっては、117,000円)</p> | | <p>掲げる住宅の住戸部分を除く。)の申請戸数が 1 のもの 1 件につき 19,000円 (新たに追加される建築物にあっては、36,000円)</p> <p>1 を超え 5 以下のもの 1 件につき 38,000円 (新たに追加される建築物にあっては、73,000円)</p> <p>5 を超え10以下のもの 1 件につき 54,000円 (新たに追加される建築物にあっては、103,000円)</p> <p>10を超えるもの 1 件につき 76,000円 (新たに追加される建築物にあっては、145,000円)</p> <p>オ 1 戸建ての住宅以外の住宅で、共用部分の床面積が 300平方メートル以下のもの 1 件につき 59,000円 (新たに追加される建築物にあっては、116,000円)</p> <p>300平方メートルを超えるもの 1 件につき 74,000円 (新たに追加される建築物にあっては、146,000円)</p> <p>カ 住宅以外の建築物 (省令第10条第1号イ②及びロ②に掲げる基準を満たしていることを確認する場合) で、床面積が 300平方メートル以下のもの 1 件につき 47,000円 (新たに追加される建築物にあっては、92,000円)</p> <p>300平方メートルを超えるもの 1 件につき 60,000円 (新たに追加される建築物にあっては、117,000円)</p> <p>キ 住宅以外の建築物 (カに掲げる建築物を除く。) で、床面積が 300平方メートル以下のもの 1 件につき 122,000円 (新たに追加される建築物にあっては、242,000円)</p> <p>300平方メートルを超えるもの 1 件につき 153,000円 (新たに追加される建築物にあっては、303,000円)</p> |
| (7) 法第41条第1項の規定による建 | (略) | (7) 法第41条第1項の規定による建 | (略) |

| | | | |
|---|---|--|---|
| <p>建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査（当該申請に、登録住宅性能評価機関が法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合することを証する書面の添付がある場合その他市長が定める方法による場合）</p> | | <p>建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査（当該申請に、登録住宅性能評価機関が法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合することを証する書面の添付がある場合その他市長が定める方法による場合）</p> | |
| <p>(8) 法第41条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査（第7号以外の場合）</p> | <p>1戸建ての住宅（省令第1条第1項第2号イ②①又は③及びロ②又は③に規定する基準（以下この項において「仕様基準A」という。）による場合） 1件につき 18,000円</p> <p>1戸建ての住宅（仕様基準A以外による場合） 1件につき 36,000円</p> <p>1戸建ての住宅以外の住宅（省令第1条第1項第2号イ②②③又は③及びロ②又は③に規定する基準（以下この項において「仕様基準B」という。）による場合）で、住戸部分の申請戸数が 1のもの 1件につき 18,000円 1を超え5以下のもの 1件につき 34,000円 5を超え10以下のもの 1件につき 49,000円 10を超えるもの 1件につき 71,000円</p> <p>1戸建ての住宅以外の住宅（仕様基準B以外による場合）で、住戸部分の申請戸数が 1のもの 1件につき 36,000円 1を超え5以下のもの 1件につき 73,000円 5を超え10以下のもの 1件につき 103,000円 10を超えるもの 1件につき 145,000円</p> <p>1戸建ての住宅以外の住宅で、共用部分の床面積が</p> | <p>(8) 法第41条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査（第7号以外の場合）</p> | <p>エ 1戸建ての住宅（省令第1条第1項第2号イ②又は③及びロ②又は③に掲げる基準を満たしていることを確認する場合） 1件につき 18,000円</p> <p>イ 1戸建ての住宅（アに掲げる住宅を除く。） 1件につき 36,000円</p> <p>ウ 1戸建ての住宅以外の住宅で、住戸部分（省令第1条第1項第2号イ②又は③及びロ②又は③に掲げる基準を満たしていることを確認する場合）の申請戸数が 1のもの 1件につき 18,000円 1を超え5以下のもの 1件につき 34,000円 5を超え10以下のもの 1件につき 49,000円 10を超えるもの 1件につき 71,000円</p> <p>エ 1戸建ての住宅以外の住宅で、住戸部分（ウに掲げる住宅の住戸部分を除く。）の申請戸数が 1のもの 1件につき 36,000円 1を超え5以下のもの 1件につき 73,000円 5を超え10以下のもの 1件につき 103,000円 10を超えるもの 1件につき 145,000円</p> <p>オ 1戸建ての住宅以外の住宅で、共用部分の床面積が</p> |

| | | | | | |
|--|---------------------------------------|---|--|--|--|
| | | 300平方メートル以下のもの 1件につき 116,000円 300平方メートルを超えるもの 1件につき 146,000円 | | | 積が 300平方メートル以下のもの 1件につき 116,000円 300平方メートルを超えるもの 1件につき 146,000円 |
| | | 住宅以外の建築物（省令第1条第1項第1号イの基準による場合）で、床面積が300平方メートル以下のもの 1件につき 242,000円 300平方メートルを超えるもの 1件につき 303,000円 | | | カ 住宅以外の建築物（省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準を満たしていることを確認する場合）で、床面積が300平方メートル以下のもの 1件につき 92,000円 300平方メートルを超えるもの 1件につき 117,000円 |
| | | 住宅以外の建築物（省令第1条第1項第1号ロの基準による場合）で、床面積が300平方メートル以下のもの 1件につき 92,000円 300平方メートルを超えるもの 1件につき 117,000円 | | | キ 住宅以外の建築物（カに掲げる建築物を除く。）で、床面積が300平方メートル以下のもの 1件につき 242,000円 300平方メートルを超えるもの 1件につき 303,000円 |
| | (略) | | | (略) | |
| (略) | | | (略) | (略) | |
| 15 可児市情報公開条例（平成11年可児市条例第22号。以下この項において「公開条例」という。）又は可児市個人情報保護条例（平成11年可児市条例第23号。以下この項において「保護条例」という。）の施行に関する事務 | 公開条例に基づく公文書の写し又は保護条例に基づく保有個人情報等の写しの交付 | (略) | 15 可児市情報公開条例（平成11年可児市条例第22号。以下この項において「公開条例」という。） 可児市個人情報保護の保護に関する法律施行条例（令和5年可児市条例第●号。以下この項において「保護条例」という。）又は可児市議会個人情報保護条例（令和5年可児市条例第●号。以下この項において「議会保護条例」という。）の施行に関する事務 | 公開条例に基づく公文書の写し又は保護条例若しくは議会保護条例に基づく保有個人情報の写しの交付 | (略) |
| (略) | | | (略) | | |

備考

- 1 及び 2 (略)
- 3 第12項及び第13項における1戸建ての住宅について、申請に係る建築物(第13項において、法第34条第3項の規定の適用を受ける場合にあっては、同項に規定する申請建築物及び他の建築物。備考4及び5において同じ。)に住宅以外の建築物が含まれている場合の手数料の額は、1戸建ての住宅の額の欄に掲げる額及び当該住宅以外の建築物の床面積に応じそれぞれ額の欄に掲げる額を合計した額とする。
- 4 第12項及び第13項における1戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物の共用部分を計算する評価方法による場合の手数料の額は、当該建築物の住戸部分の申請戸数に応じそれぞれ額の欄に掲げる額及び当該建築物の共用部分の床面積に応じそれぞれ額の欄に掲げる額を合計した額とする。

備考

- 1 及び 2 (略)
- 3 第12項及び第13項における1戸建ての住宅について、申請に係る建築物(第13項において、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項の規定の適用を受ける場合にあっては、同項に規定する申請建築物及び他の建築物。備考4及び5において同じ。)に住宅以外の建築物が含まれている場合の手数料の額は、1戸建ての住宅の額の欄(第12項第2号若しくは第4号又は第13項第4号、第6号若しくは第8号に掲げる場合にあっては、当該区分に応じ、ア又はイの額の欄)に掲げる額及び当該住宅以外の建築物の床面積に応じそれぞれ額の欄(第12項第2号若しくは第4号又は第13項第4号、第6号若しくは第8号に掲げる場合にあっては、当該区分に応じ、カ又はキの額の欄)に掲げる額を合計した額とする。
- 4 第12項及び第13項における1戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物の共用部分を計算する評価方法による場合の手数料の額は、当該建築物の住戸部分の申請戸数に応じそれぞれ額の欄(第12項第2号若しくは第4号又は第13項第4号、第6号若しくは第8号に掲げる場合にあっては、当該区分に応じ、ウ又はエの額の欄)に掲げる額及び当該建築物の共用部分の床面積に応じそれぞれ額の欄(第12項第2号若しくは第4号又は第13項第4号、第6号若しくは第8号に掲げる場合にあっては、当該区分に応じ、オの額の欄)に掲げる額を合計した額とす

5 第12項及び第13項における1戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物に住宅以外の建築物が含まれている場合の手数料の額は、当該建築物の住戸部分の申請戸数に応じそれぞれ額の欄に掲げる額（前項に規定する場合にあっては、当該建築物の住戸部分の申請戸数に応じそれぞれ額の欄に掲げる額及び当該建築物の共用部分の床面積に応じそれぞれ額の欄に掲げる額を合計した額）及び当該住宅以外の建築物の床面積に応じそれぞれ額の欄に掲げる額を合計した額とする。

6 (略)

7 法第35条第2項（法第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出があった場合は、第13項に規定する手数料

る。

5 第12項及び第13項における1戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物に住宅以外の建築物が含まれている場合の手数料の額は、当該建築物の住戸部分の申請戸数に応じそれぞれ額の欄（第12項第2号若しくは第4号又は第13項第4号、第6号若しくは第8号に掲げる場合にあっては、当該区分に応じ、ウ又はエの額の欄）に掲げる額（前項に規定する場合にあっては、当該建築物の住戸部分の申請戸数に応じそれぞれ額の欄（第12項第2号若しくは第4号又は第13項第4号、第6号若しくは第8号に掲げる場合にあっては、当該区分に応じ、ウ又はエの額の欄）に掲げる額及び当該建築物の共用部分の床面積に応じそれぞれ額の欄（第12項第2号若しくは第4号又は第13項第4号、第6号若しくは第8号に掲げる場合にあっては、当該区分に応じ、オの額の欄）に掲げる額を合計した額）及び当該住宅以外の建築物の床面積に応じそれぞれ額の欄（第12項第2号若しくは第4号又は第13項第4号、第6号若しくは第8号に掲げる場合にあっては、当該区分に応じ、カ又はキの額の欄）に掲げる額を合計した額とする。

6 (略)

7 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項（同法第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査

のほか、当該申出に係る建築物の確認の申請又は建築の計画の通知に対する手数料として、第6項第1号又は第2号に規定する手数料と同額の手数料を徴収する。

8 第13項第3号及び第4号における建築物について、法第34条第3項の規定の適用を受ける場合の手数料の額は、認定を行う計画に係る1の建築物ごとに算出した額を合計した額とする。この場合において、額の欄中「申請戸数」とあるのは、「1の建築物の申請戸数」とする。

9 第13項第5号及び第6号における建築物について、法第34条第3項の規定の適用を受ける場合の手数料の額は、変更の認定を行う計画に係る1の建築物（変更が行われない建築物を除く。）ごとに算出した額を合計した額とする。この場合において、額の欄中「申請戸数」とあるのは、「1の建築物の申請戸数」とする。

の申出があった場合は、第13項に規定する手数料のほか、当該申出に係る建築物の確認の申請又は建築の計画の通知に対する手数料として、第6項第1号又は第2号に規定する手数料と同額の手数料を徴収する。

8 第13項第3号及び第4号における建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項の規定の適用を受ける場合の手数料の額は、認定を行う計画に係る1の建築物ごとに算出した額を合計した額とする。この場合において、額の欄中「申請戸数」とあるのは、「1の建築物の申請戸数」とする。

9 第13項第5号及び第6号における建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項の規定の適用を受ける場合の手数料の額は、変更の認定を行う計画に係る1の建築物（変更が行われない建築物を除く。）ごとに算出した額を合計した額とする。この場合において、額の欄中「申請戸数」とあるのは、「1の建築物の申請戸数」とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第15項の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 前項ただし書きの規定による施行の日前に可児市個人情報保護条例（平成11年可児市条例第23号）第15条に規定する自己に関する保有個人情報等の写しの交付を請求した場合の手数料については、なお従前の例による。

議案第24号

可児市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

可児市特別会計条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月28日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市特別会計条例の一部を改正する条例

可児市特別会計条例（昭和57年可児市条例第24号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| (設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を設置する。 (1)及び(2) (略) <u>(3) 可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計</u> <u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> (略) <u>(6)</u> (略) <u>(7)</u> (略) <u>(8)</u> (略) <u>(9)</u> (略) | (設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を設置する。 (1)及び(2) (略) <u>(3)</u> (略) <u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> (略) <u>(6)</u> (略) <u>(7)</u> (略) <u>(8)</u> (略) |

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前になされた可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計に係る調定及び支出負担行為に基づく出納については、この条例の施行後も、令和5年5月31日までは、なお従前の例による。

議案第25号

可児市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

可児市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月28日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

可児市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年可児市条例第27号）の一部を次のように改正する。

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|---|--|
| <p>第4条（略）</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第19条第1項各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 <u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同</u></p> | <p>第4条（略）</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第19条各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 <u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同条第3</u></p> |

項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 (略)

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4及び5 (略)

号に掲げる小学校就学前子どもの区分

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 (略)

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4及び5 (略)

(あつせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 (略)

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。)等確かめるものとする。

(利用者負担額等の受領)

第13条 (略)

2及び3 (略)

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)及び(2) (略)

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除

(あつせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 (略)

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。)等確かめるものとする。

(利用者負担額等の受領)

第13条 (略)

2及び3 (略)

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)及び(2) (略)

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除

く。)に要する費用

ア 次の(7)又は(4)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(7)又は(4)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(7) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(4) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(4)において同じ。） 57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）

イ 次の(7)又は(4)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(7)又は(4)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(7) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除

く。)に要する費用

ア 次の(7)又は(4)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(7)又は(4)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(7) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(4) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(4)において同じ。） 57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）

イ 次の(7)又は(4)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(7)又は(4)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(7) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除

除く。)である者

- (4) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども (そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ (略)

(4)及び(5) (略)

5及び6 (略)

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1)及び(2) (略)

- (3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号) 第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)

(4) (略)

2 (略)

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(3) (略)

- (4) 特定教育・保育の提供を行う日(法 第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定

く。)である者

- (4) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども (そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ (略)

(4)及び(5) (略)

5及び6 (略)

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1)及び(2) (略)

- (3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号) 第25条第1項の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)

(4) (略)

2 (略)

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(3) (略)

- (4) 特定教育・保育の提供を行う日(法 第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めてい

めている施設にあつては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日

(5)～(11) (略)

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関し当該教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

る施設にあつては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日

(5)～(11) (略)

第26条 削除

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(7)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。））」と、同号イ(8)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。））」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(7)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。））」と、同号イ(8)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。））」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども

子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(7)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特

に該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(7)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受

別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第37条（略）

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第39条（略）

ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第37条（略）

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第39条（略）

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう選考するものとする。

3及び4 （略）

（特別利用地域型保育の基準）

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう選考するものとする。

3及び4 （略）

（特別利用地域型保育の基準）

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えない

の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この節（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護

ものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この節（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）」とあるのは「法第19条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定

者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・

保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定

保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第26条の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第26号

可児市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

可児市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月28日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

可児市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年可児市条例第28号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次の各号に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律</p> | <p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、<u>第7条の3第2項</u>、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次の各号に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法</p> |

第65号) 第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。))又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1)～(3) (略)

2及び3 (略)

4 市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1)及び(2) (略)

(家庭的保育事業者等の非常災害対策)

(平成24年法律第65号) 第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。))又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1)～(3) (略)

2及び3 (略)

4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき

(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)

5 前項(第2号に該当する場合に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1)及び(2) (略)

(家庭的保育事業者等の非常災害対策)

第7条 (略)

第7条 (略)

(安全計画の策定等)

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及び

これと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

（懲戒に係る権限の濫用の禁止）

第13条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関し当該利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

第13条 削除

（衛生管理等）

第14条 （略）

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等における感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延

（衛生管理等）

第14条 （略）

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等における感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

| | |
|---|--|
| <p>3～5 (略)</p> <p>(居宅訪問型保育事業)</p> <p>第37条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市長が認める乳幼児に対する保育</p> | <p><u>の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的</u> <u>に実施するよう努めなければならない。</u></p> <p>3～5 (略)</p> <p>(居宅訪問型保育事業)</p> <p>第37条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合<u>又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合</u>への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市長が認める乳幼児に対する保育</p> |
|---|--|

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

議案第27号

可児市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

可児市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月28日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

可児市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年可児市条例第29号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|----------------------------------|---|
| (放課後児童健全育成事業者の非常災害対策) 第6条 (略) | (放課後児童健全育成事業者の非常災害対策) 第6条 (略) <u>(安全計画の策定等)</u> <u>第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u> <u>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に</u> |

対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的を実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

(職員)

第10条 (略)

2 (略)

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。

(1)～(10) (略)

4及び5 (略)

(虐待等の禁止)

(職員)

第10条 (略)

2 (略)

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したもの(放課後児童健全育成事業に従事することとなった日から2年を経過する日の属する年度の末日までに修了することを予定している者を含む。)でなければならない。

(1)～(10) (略)

4及び5 (略)

(虐待等の禁止)

第12条 (略)

第12条 (略)

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(衛生管理等)

(衛生管理等)

第13条 (略)

第13条 (略)

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所における感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所における感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 (略)

3 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の可児市

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

議案第28号

可児市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について

可児市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月28日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

可児市子ども・子育て会議条例（平成25年可児市条例第16号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| (設置) 第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。） <u>第77条第1項</u> の規定に基づき、市長の諮問に応じ、同項各号に掲げる事務に関し調査、審議及び答申するため、可児市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。 | (設置) 第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。） <u>第72条第1項</u> の規定に基づき、市長の諮問に応じ、同項各号に掲げる事務に関し調査、審議及び答申するため、可児市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。 |

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第29号

可児市児童発達支援センター設置条例の一部を改正する条例の制定について

可児市児童発達支援センター設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月28日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市児童発達支援センター設置条例の一部を改正する条例

可児市児童発達支援センター設置条例（昭和59年可児市条例第8号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(事業)</p> <p>第4条 センターは、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>法第6条の2の2第6項</u>に規定する障害児相談支援（以下「障害児相談支援」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第16項</u>に規定する特定相談支援事業（以下「特定相談支援事業」という。）</p> <p>(利用料等)</p> <p>第6条 サービスの利用に係る利用料の額は、<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額とする。</p> <p>2 (略)</p> | <p>(事業)</p> <p>第4条 センターは、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>法第6条の2の2第7項</u>に規定する障害児相談支援（以下「障害児相談支援」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第18項</u>に規定する特定相談支援事業（以下「特定相談支援事業」という。）</p> <p>(利用料等)</p> <p>第6条 サービスの利用に係る利用料の額は、<u>内閣総理大臣</u>が定める基準により算定した費用の額とする。</p> <p>2 (略)</p> |

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第4条第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第30号

可児市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

可児市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月28日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市国民健康保険条例の一部を改正する条例

可児市国民健康保険条例（昭和36年可児町条例第14号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(出産育児一時金)</p> <p>第8条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>408,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p> | <p>(出産育児一時金)</p> <p>第8条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>488,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p> |

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第8条第1項の規定は、施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

議案第31号

可児都市計画可児駅東土地区画整理事業施行条例を廃止する条例の制定について

可児都市計画可児駅東土地区画整理事業施行条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月28日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児都市計画可児駅東土地区画整理事業施行条例を廃止する条例

可児都市計画可児駅東土地区画整理事業施行条例（平成11年可児市条例第9号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第32号

副市長の選任について

次の者を可児市副市長に選任したいので、議会の同意を求める。

令和5年2月28日提出

可児市長 富田 成輝

記

| 氏 名 | 住 所 |
|-------|-------------|
| 高木 伸二 | 可児市下恵土***** |

議案第33号

可茂広域公平委員会委員の選任について

次の者を可茂広域公平委員会の委員に選任したいので、議会の同意を求める。

令和5年2月28日提出

可児市長 富田 成輝

記

| 氏 名 | 住 所 |
|-------|------------|
| 中嶋 正典 | 美濃加茂市***** |

議案第34号

可茂消防事務組合同規約の変更について

可茂消防事務組合同規約の変更について関係地方公共団体の協議のため、議会の議決を求める。

令和5年2月28日提出

可児市長 富田 成輝

記

可茂消防事務組合同規約の一部を変更する規約

可茂消防事務組合同規約（昭和45年4月1日岐阜県指令地第3号）の一部を次のように変更する。

| 変更後 | 変更前 |
|---|--|
| <p>(事務所の位置)</p> <p>第4条 組合の事務所は、美濃加茂市加茂川町三丁目7番7号 _____ に置く。</p> <p>(議会の議員の定数等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の組合議員は、次の者をもって充てる。</p> <p>(1) 関係市町村の長 <u>(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第152条第1項及び第2項に規定する者を含む。)</u> 10人</p> <p>(2) 関係市町村の議会の議長 <u>(法第106条第1項に規定する者を含む。)</u> 10人</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(選任及び任期)</p> | <p>(事務所の位置)</p> <p>第4条 組合の事務所は、美濃加茂市加茂川町3丁目3, 160番地に置く。</p> <p>(議会の議員の定数等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の組合議員は、次のものをもってあてる。</p> <p>(1) 関係市町村の長 _____ _____ 10人</p> <p>(2) 関係市町村の議会の代表者 _____ _____ 10人</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(選任及び任期)</p> |

| | |
|---|---|
| <p>第8条 (略)</p> <p>2 会計管理者は、管理者の属する市町村の会計管理者をもって<u>充てる</u>。</p> <p>3 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第10条 <u>第7条に定める者を除くほか、組合に職員を置く。</u></p> <p><u>2 前項の職員のうち、消防長は管理者が任命し、消防長以外の職員は、管理者の承認を得て消防長が任命する。</u></p> <p><u>3 (略)</u></p> <p>(監査委員)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 監査委員は、管理者が組合議会の同意を得て、関係市町村の監査委員のうち<u>法</u> <u>第196条第1項に規定する識見を有する者から1人及び組合議員のうちから1人を選任する。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(経費)</p> <p>第12条 組合の経費は、関係市町村の分担金、手数料その他の収入をもってこれに<u>充てる</u>。</p> <p>2 (略)</p> | <p>第8条 (略)</p> <p>2 会計管理者は、管理者の属する市町村の会計管理者をもって<u>あてる</u>。</p> <p>3 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第10条 <u>組合に職員を置き、管理者がこれを任免する</u>。</p> <p><u>2 (略)</u></p> <p>(監査委員)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 監査委員は、管理者が組合議会の同意を得て、関係市町村の監査委員のうち<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第196条第1項に規定する識見を有する者から1人及び組合議員のうちから1人を選任する。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(経費)</p> <p>第12条 組合の経費は、関係市町村の分担金、手数料その他の収入をもってこれに<u>あてる</u>。</p> <p>2 (略)</p> |
|---|---|

附 則

この規約は、岐阜県知事の許可のあった日から施行する。

議案第35号

市道路線の認定について

次のとおり市道の路線を認定する。

令和5年2月28日提出

可児市長 富田 成輝

記

| 路線名 | 起 点 | 重要な経過地 |
|--------|-------------|--------|
| | 終 点 | |
| 5407号線 | 可児市下恵土字広瀬 | |
| | 可児市徳野南一丁目 | |
| 8389号線 | 可児市東帷子字上清涼寺 | |
| | 可児市東帷子字上清涼寺 | |